

2020年4月から始まる東京都での自転車保険加入義務化に備えましょう

特別加入キャンペーン実施中！
* キャンペーン期間 * 2020年2月1日～4月10日

示談交渉サービス付

家族全員補償

自転車保険

令和2年4月1日から、東京都内では条例により自転車保険（自転車損害賠償保険等）への加入が義務化されます。自転車を利用する方や、自転車を事業で利用される事業者の方などが対象となります。“事故を起こさない！” “事故に遭わない！” ことが大事ですが、事故の際に自分や相手を守るためにも、忘れずに参加しましょう。

2月～4月、10日までのお申込で翌月1日より特別加入できます。
ご希望の方は組合を通じてお申し込みください。

ご家族全員 同じ補償です。		ご家族全員	
ケガの補償	入院保険金 日額*1	(1日あたり)	6,000円
	通院保険金 日額	(1日あたり)	1,000円
	死亡・後遺障害 保険金額		400万円
	手術保険金 (1事故につき1回)	(通院)	30,000円
		(入院)	60,000円
賠償責任の補償	個人賠償責任 保険金額		1億円 (示談交渉サービス付)
	掛金		年間 5,200円

* 1 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

申込日	補償期間	掛金
2/10まで	3/1～7/1	1,810円
3/10まで	4/1～7/1	1,470円
4/10まで	5/1～7/1	1,150円

※特別加入の保険料は現金払のみです。
7月以降は左記の表通り一年契約（年間5,200円）となり、口座振替のための口座登録をしていただきます。
※毎年、自動継続となります。
詳細はパンフレットに記載がございますので、ぜひ資料をご請求ください。

〈取扱い〉
東京労働共済会
TEL 03-3943-0908
〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10
東京労働会館 6F 東京地評内

〈補償内容についてのお問い合わせ先〉
取扱代理店 桜保険事務所
TEL 042-469-7517
〒188-0011 西東京市田無町 3-2-17



【お申込み・資料請求先】担当：小林・泉田まで TEL：03-3689-3191